

| | | | | | |
|--------------|--------------------|--------|----------------|---------------------|---|
| 株式会社はらだメデイカル | 三戸郡南部町大字沖田面字沖中三三の三 | 重度訪問介護 | ヘルパーステーション 福の里 | 三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一一の二 | 〃 |
|--------------|--------------------|--------|----------------|---------------------|---|

青森県告示第七百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年十一月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|--------|--|-----------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 国道二八〇号 | 東津軽郡今別町大字奥平部字元道添六九の一八から 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢二三の一 二まで | 令和二・一〇・三〇 |

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 興栄電設

二 氏名 三上年雄

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浪館字志田四の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇九〇四号

五 取消年月日 令和二年九月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年九月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 マルイチタナカ電気

二 氏名 田中一彦

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字本金崎一〇二の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一三六二九号

五 取消年月日 令和二年九月九日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年八月十五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社戸澤建築

二 代表者の氏名 戸澤高寿

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字下道一四の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第一六六七五号

五 取消年月日 令和二年九月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年六月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 昭和建設株式会社

二 代表者の氏名 阿部康人

三 主たる営業所の所在地 三沢市緑町一丁目一の三

四 許可番号 青森県知事許可(特―二)第五〇〇三三二二号

五 取消年月日 令和二年十月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、電気通信工事業、水道施設工事業及び解体工事業に

係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 新星テクノス株式会社

二 代表者の氏名 大館智恵

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字植川目二七の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第六〇〇一四七号

五 取消年月日 令和二年八月三日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年八月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社住吉板金工業
- 二 代表者の氏名 住吉仁
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字上道八七の三〇九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第一三七九二号
- 五 取消年月日 令和二年八月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

雑 報

地方独立行政法人青森県産業技術センター超高速液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析システム購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方独立行政法人青森県産業技術センター物品又は特定役務の調達手続に関する契約事務細則第六条第一項の規定により公告する。

令和二年十月三十日

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 成 田 勝 治

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品(以下「物品購入」という。)の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

超高速液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析システム一式

二 納入期限

令和三年二月二十六日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第二条第一項から第三項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 青森県の定める物品の製造の請負、買入に係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、開札の時までの間に受けていない者であること。

4 開札の時までに青森県の定める指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し、製作仕様書及び工程表を提出しなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて令和二年十一月三十日までに地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所に提出しなければならない。また、提出書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

弘前市扇町一丁目一の八

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所技術支援部

電話 〇一七二―五五―六七四〇

4 提出部数 一部

六 入札説明書の交付等、契約条項を示す場所及び問合せ先

弘前市扇町一丁目一の八

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所技術支援部

電話 〇一七二一五五―六七四〇
七 入札の日時及び場所

1 日時

令和二年十二月十四日(時間は入札説明書による。)

2 場所

弘前市扇町一丁目一の八

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所一階研修室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第三十四条の規定による。

十 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

2 契約書取り交わしの時期は、落札者を決定した日から七日以内とする。

十二 入札条件

入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products be purchased:

Ultra performance liquid chromatograph time of flight mass spectrometer

2 Time limit for tender:

14 Dec, 2020

(Please refer to a bid manual in time)

3 Contact Point for the notice:

Hirosaki Industrial Research Institute

Local Incorporated Administrative Agencies

Aomori Prefectural Industrial Technology

Research Center

1-1-8 Ougimachi

Hirosaki City, Aomori 036-8104

JAPAN

TEL 0172-55-6740

正 誤

| | |
|-------------------|---------------------|
| 令和二年 第二二二 号 | 発行年月 日 番 号 |
| 告示 | 区 分 |
| 第七六 九号 | 番 号 |
| 三 | ペ ー ジ |
| 上 | 段 |
| 表 中 | 行 |
| 五所川 原車 力線 | 誤 |
| 五所川 原車 力線 | 正 |

道
路
課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円